

仕 様 書

請負人は、下記○印の最新版仕様書に基づき、この工事を施工するものとする。

	土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）
	農林土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）
	公共建築工事標準仕様書：建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	公共建築工事標準仕様書：電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	公共建築工事標準仕様書：機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	公共建築改修工事標準仕様書：建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	公共建築改修工事標準仕様書：電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	公共建築改修工事標準仕様書：機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	公営住宅建設工事標準仕様書（国土交通省住宅局監修）
	公営住宅建設工事共通仕様書（解説書・電気編）（国土交通省住宅局監修）
	公営住宅建設工事共通仕様書（解説書・機械編）（国土交通省住宅局監修）
	水道工事標準仕様書（日本水道協会監修）
	水道事業事務必携（厚生労働省生活衛生局水道環境部水道整備課監修）
	下水道土木工事必携 2014年版（公益社団法人 日本下水道協会発行）
	機械工事一般仕様書（一般財団法人 下水道事業支援センター発行）
	機械設備工事必携（施工編・工場検査編）一般財団法人下水道事業支援センター発行
○	建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	廃棄物処理施設点検補修工事積算要領（公益社団法人 全国都市清掃会議）

被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託(No. 1,2,32,33,34,35,68,69,70,71,72,73,74,75,76)

委託概要書

1. 委託名 被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託(No. 1,2,32,33,34,35,68,69,70,71,72,73,74,75,76)

2. 委託箇所 熱海市伊豆山 地内

3. 解体規模(解体対象)概要

1) 全壊家屋

建築物	棟 NO	1	32	33	34	68	70
	構造	木造	木造	木造+C 造	木造	木造	木造
	階数	1 階	木造 2 階	木造:2 階 RC 造:地下 1 階	2 階	2 階	2 階
	延べ床面積 (基礎面積)	(101.46 m ²)	(24.71 m ²)	(47.26 m ²)	(63.98 m ²)	(88.39 m ²)	(66.24 m ²)
その他	家屋流出	家屋流出	家屋流出	木造部流出	家屋流出	家屋流出	家屋流出
	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象
建築物	棟 NO	72	73	74	75	76	
	構造	軽量鉄骨造	木造	木造	木造	木造	
	階数	2 階	2 階	2 階	1 階	2 階	
	延べ床面積 (基礎面積)	162.50 m ² (91.00 m ²)	(52.99 m ²)	91.57 m ² (55.14 m ²)	(118.03 m ²)	(30.23 m ²)	
その他	家屋残存	家屋残存	家屋流出	家屋残存	家屋流出	家屋流出	
	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象	
	アスベスト 要調査			アスベスト 要調査			

2) 半壊家屋

建築物	棟 NO	2	35	71
	構造	木造	軽量鉄骨造	木造
	階数	1 階	2 階	2 階
	延べ床面積 (基礎面積)	24.31 m ² (24.31 m ²)	131.44 m ² (65.72 m ²)	134.97 m ² (78.66 m ²)
その他	家屋残存	家屋残存	家屋残存	家屋残存
	基礎対象	基礎対象	基礎対象	基礎対象
	アスベスト 要調査	アスベスト 要調査	アスベスト 要調査	アスベスト 要調査

4. 廃棄物運搬業務概要

1) 搬出場所 熱海市熱海字笹尻 1804-70 外 笹尻災害廃棄物仮置場

2) 搬出手順

- (1) 解体廃棄物は可能な限り分別し、車両に積込を行う。
- (2) 熱海市エコ・プラント姫の沢にて計量し災害廃棄物仮置場に搬出する。
- (3) 搬出後、熱海市エコ・プラント姫の沢にて空車の計量を行う。

5. その他

- 1) 解体工事後、建物取壊証明書を作成すること。
- 2) アスベストが含まれていることが判明した場合は、委託者・受託者協議にて対応することとする。
- 3) 建物及び基礎解体時において、法面や石垣、周辺道路等の支えとなっている場合は、委託者・受託者協議において残地することとする。
- 4) 本委託業務については「災害廃棄物処理事業」として執行されるものであり、「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて(環循適発第 22040117 号令和 4 年 4 月 1 日付)」にて明記されているものが対象であり、被災家屋以外に係る外構、駐車場、樹木、浄化槽等は原則対象外(基礎等の解体に伴い同時に解体しなければならないものを除く)とする。
- 5) 本業務においては、JR 東海沿線沿いの対象家屋を対象とするため、事前の JR との近接工事協議が発生するため、受託者は当該協議に協力すること。
- 6) 本概要書に明記無き事項について疑義が生じた場合、委託者・受託者協議にて対応することとする。